

# 自動交付機が便利です

## 交付請求書の記入が不要

自動交付機を利用すると、交付請求書を書く必要がなく、簡単に住民票と印鑑登録証明書を受け取ることができます。

交付できるもの 住民票・印鑑登録証明書

手数料 1通300円(自動交付)

機で利用できるのは、紙幣は千円札のみ、硬貨は10円以上です。

## 専用カードに暗証番号を登録

自動交付機を利用するには、暗証番号(4けた)が登録された専用カードが必要です。

専用カードは2種類あります。

住民票が取得できる「なりた市民カード」と印鑑登録証明書と住民票が取得できる「印鑑登録証・なりた市民カード」です。

専用カードの交付申請には、暗証番号の登録が必要になりますので、必ず本人が申請してください。現在印鑑登録証を持っている場合は、無料で専用カードに取り換えすることができます。

必要なもの 下表の通り  
 受付場所 市民課(市民課赤坂・遠山分室では受け付けできません)、下総・大栄支所市民福祉課

10月27日・28日は自動交付機が休止

機器の管理を行うため10月27日(土)・28日(日)は、自動交付機を休止します。

※くわしくは市民課(☎20・1525)、下総支所市民福祉課(☎96・11113)、大栄支所市民福祉課(☎73・8066)へ。



市役所では平日午後7時まで稼働

## 自動交付機の設置場所と稼働時間

設置場所	稼働時間	休止日
市民課前(市役所1階)	午前8時30分～午後7時 (日曜日は午後5時まで)	土曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)
三里塚コミュニティセンター(☎40-4880)	午前9時～午後5時	休館日(くわしくは各施設にお問い合わせください)・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)
中央公民館(☎27-5911)		

## 専用カードの申請方法

カードの種類	自動交付機で取得できるもの	申請時に必要なもの	カードの交付手数料
なりた市民カード	○住民票	○印鑑登録証(すでに持っている人) ○印鑑(新規に印鑑登録する人は登録する印鑑) ○本人確認ができるもの(1)～(6)のうち1つ (1)運転免許証 (2)住民基本台帳カード(写真付) (3)パスポート (4)在留カードまたは特別永住者証明書 (5)身分証明書(顔写真付きの官公署発行のもの。ただし学生証は除く) (6)保証人による確認(成田市に印鑑登録している人の登録印と登録番号が書かれた保証書)	無料
印鑑登録証・なりた市民カード (印鑑登録証と、なりた市民カードの機能を兼ねたもの)	○印鑑登録証明書 ○住民票	いずれも持っていない人には、申請後、自宅へ照会書を郵送します。後日、回答書を持ってきてください。	無料 (新規に印鑑登録する人は300円)